

ごかの お知らせ

No.567

役場の代表電話は☎(84)1111です

い おしらせ

令和5年度小学校新入学児童 に対する入学祝品の贈呈

茨城県母子寡婦福祉連合会では、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）のお子さんの新入学時に祝品（学用品）を贈呈する事業を行っています。

該当児童のいるひとり親家庭で、祝品を希望される方は令和5年1月12日(木)までに、お申し込みをしてください。

○お申し込み場所

健康福祉課⑥窓口

※詳細は、茨城県母子寡婦福祉連合会 ☎029(221)7505
へお問い合わせください。

茨城県子育て世帯生活 応援特別給付金（ひとり親世帯以外）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯（ひとり親世帯以外）に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、給付金を支給します。

○支給対象者

次のどちらにも当てはまる方が対象となります。

- ・令和4年8月31日時点で県内に住所を有する18歳未満の児童（特別児童扶養手当を受給されている障害児は20歳未満）を養育する父母等（令和5年2月未までに生まれた新生児を含む）
- ・令和4年度住民税（均等割）が非課税の方、または新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し令和4年1月1日以降の収入が住民税非課税相当となった方

○支給額

児童一人あたり一律5万円

○申請について

【申請不要の方】

令和4年9月分の児童手当を受給している支給対象者にあてはまる方については、既に支給

済みですので、児童手当の振込口座をご確認ください。

【申請が必要となる方】

児童手当を受給していて、収入が非課税相当となった方や、高校生のみを養育していて支給対象者にあてはまると思われる方については、窓口または電話でお問い合わせください。

※同給付金のひとり親世帯分に該当となる方についても、既に支給済みです。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006（直通）

住宅用火災警報器配布

住宅用火災警報器は、住宅火災の被害軽減を目的とし、消防法改正により設置が義務づけられています。

この度、一般社団法人茨城県消防設備協会様より寄贈された住宅用火災警報器を、高齢者がいる世帯を対象に配布します。

○対象者

次のすべてを満たす方

- ・町内に個人の住宅を所有している方（アパートなど共有住宅は対象外）
- ・65歳以上の方がいる世帯
- ・世帯全員に町税等の滞納がない方

い方
・ご自身で取り付けができる方
○配布方法
12月12日(月)午前8時30分から健康福祉課⑦窓口にて先着順で配布します。一世帯一個のみです。配布の際、申請書を記入していただきます。

○配布回数

40個

○お問い合わせ

健康福祉課 高齢者支援G
☎(84)0006（直通）

土地・家屋の届出を お願いします

土地や家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在で課税されます。年内に家屋の滅失（取り壊し）や増築・改築をされた場合、または売買などにより未登記家屋の所有者が変わった場合、町民税務課まで届出をしてください。

また、土地の現況地目を変更している場合にも同様です。

ただし、すでに法務局で登記を済まされている場合には、届出不要です。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966（直通）